

1 計画期間における施策の整理の方向性

障害者保健福祉計画（以下「計画」）に掲げる重点プロジェクトの着実な推進を図るため、作業部会を含めた計画策定に至るまでの協議内容及び団体との意見交換会をふまえ、第2回会議において「更に検討すべき事項」として整理した。

障害者総合支援法の来年4月施行を控え、

障害者施策推進協議会におけるモニタリング等による進捗管理を行いながら、着実な推進を図っていくために、重点プロジェクトや計画掲載の事業等について重点プロジェクト記載事項、「更に検討すべき事項」及び第2回会議までにいただいた意見や障害者総合支援法の施行、資料4「障害者保健福祉事業における重点化について」等をふまえ、概ね前期計画期間と後期計画期間に取り組むべきものに整理していきたい。

2 前期計画期間及び後期計画期間内に取り組む施策等(案)

☆：「更に検討すべき事項」

重点プロジェクト記載事項及び更に検討すべき事項等		前期計画期間 (H24～H26)	後期計画期間 (H27～H29)
基礎的な要素	障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に係る進捗管理		・総合支援法附則に基づく検討事項の反映
	次期障害福祉計画策定（障害者保健福祉計画の中間評価）		・（仮称）第4期障害福祉計画による運営と障害者保健福祉計画に必要な応じた反映
	☆権利や障害理解の推進 ☆高齢化への（ライフステージに応じた）対応	25.4 から地域生活支援事業として、障害者に対する理解を深めるための研修・啓発や市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修が必須事業化	プロジェクト推進にあたっての共通課題と認識して各種事業に取り組む (成年後見制度の利用促進のあり方や高齢の障害者に対する支援は、総合支援法附則に基づく検討事項)
<p>1 震災からの復興施策の推進</p> <p>①震災を教訓とした災害時等における障害のある方への支援体制の充実</p> <p>☆指定避難所の環境の整備</p> <p>☆福祉避難所の増設及び機能向上</p> <p>☆在宅避難障害者への支援</p> <p>☆仮設住宅の課題への対応</p> <p>②被災した障害者支援施設の復旧やこころのケア</p> <p>③きめ細かな支援を提供するための相談支援体制の強化</p> <p>☆相談支援の充実</p>	<p>震災復興計画・地域防災計画（策定含む）を基本に推進</p> <p>障害者福祉センターへの自家発電設備等の配置等</p> <p>災害時対応作業部会の報告内容をふまえた事業化等</p> <p>・被災施設の復旧</p> <p>・こころの絆センター（自殺予防情報センター）の運営</p> <p>・相談支援体制推進</p>	<p>継続した取組み</p>	

重点プロジェクト記載事項及び更に検討すべき事項等	前期計画期間 (H24～H26)	後期計画期間 (H27～H29)
<p>2 障害児への支援の充実</p> <p>①学校・施設等関係機関の連携による幼児期から成年期まで一貫した支援の推進 <u>☆生活介護事業所の増</u> <u>☆小児慢性特定疾患児への対応</u></p> <p>②生活の基礎が培われる時期である就学前の療育体制の強化</p> <p>③放課後等デイサービスなどの放課後の居場所づくりの推進 <u>☆放課後等デイサービスの拡充</u></p>	<p>———— ニーズに応じた計画整備の推進 ———— →</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族への支援等 ・24.4からの児童福祉法改正によるサービス体系への対応 ・障害児通園施設の整備 ・放課後等デイサービスの利用拡大 	<p>計画的な整備 →</p>
<p>3 就労支援体制の推進</p> <p>①関係機関のネットワークによる職業能力開発等や福祉的就労の充実 <u>☆専門性の向上や人材の育成</u> <u>☆工賃向上に向けた取り組み</u></p> <p>②企業に対する広報や就労機会創出の働きかけ等総合的な支援 <u>☆企業と連携した取り組みの推進</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援ネットワーク強化を図るための障害者就労支援センターのあり方等検討 ・各種セミナー等の開催 ・民間企業のノウハウを活用した施策展開 ・25.4からの障害者雇用率引上げに対応した企業支援等 <p>(仮) 更なる就労の場や機会の拡大に向けた研究</p>	<p>(H27 から障害者就労支援センターの新たな指定期間開始)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金制度の対象拡大(201人→101人以上)に対応した起業支援等 <p>(仮) 更なる就労の場や機会の拡大に向けた取り組み</p>
<p>4 精神障害者の施策の充実</p> <p>①精神疾患・精神障害に関する理解の普及啓発 <u>☆障害理解の推進や相談支援</u></p> <p>②精神科救急システムの整備</p> <p>③退院や地域移行の支援、就労支援施策との連携などによる施策の充実 <u>☆日中活動や住まいの場の確保</u></p> <p>④重症化の予防や様々な精神症状への的確な対応のための早期発見・早期支援 <u>☆早期発見・支援</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患・精神障害者に対する正しい知識と適切な態度の醸成に向けた取り組み ・新仙台市立病院整備 ・退院促進支援事業の推進 <p>———— 地域生活を送ることができる住まいの場や必要な支援体制整備に向けた事業化や更なる検討 ———— →</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり地域支援センター等による支援の推進 ・関係機関・支援団体との連携や一元的な情報提供 	<p>(精神障害者に対する支援は総合支援法附則に基づく検討事項)</p> <p>継続した取組 →</p> <p>継続した取組 →</p>

重点プロジェクト記載事項及び 更に検討すべき事項等	前期計画期間 (H24～H26)	後期計画期間 (H27～H29)
<p>5 障害の重度化・多様化への対応の強化</p> <p>①重い障害のある方の地域生活のためのサービス提供や社会参加などの推進 <u>☆「重い」障害のある方への支援</u> <u>☆日中活動や住まいの場の確保</u></p> <p>②発達障害や難病患者等様々な障害のある方に対する就労や相談などの支援の充実 <u>☆当事者や家族への支援の強化</u></p>	<p>地域生活を送ることができる住まいの場や必要な支援体制整備に向けた事業化や更なる検討(再掲) →</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション支援事業 ・要医療的ケア障害者等支援 <p>・25.4からの障害者総合支援法への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な障害に応じた就労の場や機会の拡大 ・障害者総合支援センターの設置等による対応強化 ・相談支援体制推進(再掲) ・障害当事者団体の立ち上げや家族への支援強化 	<p>(障害者総合支援法附則に基づく検討事項の対応)</p>